

金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会

委員 橋本 尚

令和5年(2023年)4月5日

目次

I はじめに	・・・ P2
II 金融商品取引法について	・・・ P5
III 証券取引等監視委員会について	・・・ P23
IV 証券取引等監視委員会の主な法執行権限	・・・ P37
V 証券取引等監視委員会中期活動方針(第11期)について	・・・ P50
VI 勧告等事例	・・・ P57
VII 参考資料	・・・ P66

I はじめに

1. 公認会計士等の不正行為

- ◆ 某監査法人のスタッフが、補習所の最終試験を受験する者15名を対象に、受験予備校の教材、講義等音声データなどを不正コピーし廉価で販売していた。ひとりが予備校に行き、資料等を収集。テキスト等は、印刷業者に委託して作成していた。(2017.10.26 朝日新聞)
- ◆ 実務補習生10数名が、課題研究として補習所に提出する論文を、ネット等で見つけた論文のカット&ペーストしたり、引き写したりしていた。調査の結果、数十人の論文で盗用と見られる箇所が見つかった。(2017.11.11 朝日新聞)
- ◆ CPEの単位を取得するため、オンラインのe-ラーニングで二重にログインして2つの講座を同時に受講している例が見つかった。一般の会計士から、パートナークラスまで数十名が、複数年にわたって行っていた。(2020.9.10 日経新聞)

2. 公認会計士には覚悟が必要！

- ◆ 他人に法令遵守、正しい倫理観の保持を求める公認会計士は、自ら率先して法令遵守、正しい倫理観の保持に努めなければならない。
- ◆ それができなければ、第三者の信頼を得ることはできず、監査人としての威厳、プレゼンスを保つことはできない。

※ 公認会計士倫理規則 《セクション 110 基本原則》

《一般的規定》110.1 A1

(5) 職業的専門家としての行動

- ① 関連する法令等を遵守すること。
- ② 全ての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動すること。
- ③ 職業的専門家に対する社会的信用を傷付ける可能性があることを会員が知っている、又は当然に知っているべき行動をしないこと。

Ⅱ 金融商品取引法について

1. 金融商品取引法の目的

◆ 第1条(目的)

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

※ 以降、金融商品取引法を「金商法」又は「法」と略す。

2. 金商法の構成・体系： 各章毎の記載内容

主な章	章名(規定内容)
第1章	総則（目的・定義等）
第2章	企業内容等の開示 ➡ 開示規制
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
第6章	有価証券の取引等に関する規制 ➡ 不公正取引規制
第7章	雑則 ➡ 無登録業者等への調査、裁判所の禁止・停止命令、外国当局との協力
第8章	罰則 ➡ 刑事罰
第9章	犯則事件の調査等

3. 開示規制(1): 開示規制とは？

- ◆ 有価証券の発行・流通市場において、一般投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- ◆ 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務づけ、会計監査を受けさせることにより
- ◆ 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

3. 開示規制(2): 主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠(要約)			
企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書 等	有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行っていないと行うことはできない(法4条1項関係)。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法5条1項関係)。
	継続開示	有価証券報告書 等	上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない(法24条1項関係)。
公開買付けに関する開示		公開買付届出書 等	公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない(法27条の3関係)。
株券等の大量保有に関する開示		大量保有報告 等	上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法27条の23第1項関係)。



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け(法27条の30の3)
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象(法172条～172条の12)

3. 開示規制(3): 開示書類の電子的な提出・閲覧システム(EDINET)

- ◆ EDINET: 金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)
- ◆ 有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム
- ◆ 24時間365日(定期保守等の計画停止期間は除く)稼働
- ◆ 目的
 - ✓ 有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ること。

3. 開示規制(4): 特定関与行為

◆ 金商法172条の12

開示書類提出者等(発行者・公開買付者)が、虚偽開示書類等を提出・提供・公表した場合において、これを容易にすべき行為または唆す行為である「特定関与行為」を行った者に対して、課徴金納付命令が可能

◆ 趣旨・背景

- ✓ 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化
- ✓ 従来、虚偽開示書類の提出における外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外
- ✓ 対象者が調査に応じない可能性

⇒ 平成24年金商法改正により導入

4. 金商業者等に対する規制(1)

◆ 金融商品取引業の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業（証券会社・FX業者 等）

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、有価証券の引受け、顧客資産の管理 等

投資運用業

投資法人資産運用業務、投資一任業務、投資信託委託業務、ファンド運用業務

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘等（ファンドの自己募集等）

投資助言・代理業

投資助言業務、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

◆ その他主な規制対象(監視委検査対象)

登録金融機関(銀行等)、適格機関投資家等特例業者、
金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者

4. 金商業者等に対する規制(2)

◆ 業規制

✓ 登録制

(内閣総理大臣によって金商業者等としての登録を受けた者でなければならない)

✓ 登録を受けないで金融商品取引業を行った者(無登録業者)への罰則

(5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又はその併科)

◆ 行為規制の例 (販売勧誘ルール)

✓ 広告規制(著しく人を誤認させるような表示 等)

✓ 契約締結前、締結時の書面交付義務

✓ 虚偽告知の禁止

✓ 断定的判断の提供の禁止

✓ 損失補てんの禁止

✓ 適合性の原則 等

無登録業者とは…

金融商品取引業(ファンドの販売・勧誘等)を行うには、金融庁(財務局)の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者のこと。

4. 金商業者等に対する規制(3): 適合性の原則

- ◆ 金融商品取引法上、金融商品取引業者には、適合性原則において、「顧客の知識・経験・財産状況・目的に照らし、不適当な金融商品の勧誘を行い、顧客の保護に欠け、又は欠けるおそれがないように業務を行う」ことが求められている。
- ◆ 顧客に対する不適当又は不誠実な投資勧誘行為の例[※]は以下のとおり。
 - ✓ 金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為
 - ✓ 顧客に対し、顧客属性や本来の投資目的に適合しない金融商品を勧誘するため、当該金融商品に適合するような投資目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為
 - ✓ 顧客属性や投資目的を踏まえると複数の金融商品が顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い金融商品を勧誘する行為

※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－2－3－1から引用

4. 金商業者等に対する規制(4): 証券市場の公正性確保のための当事者

- ◆ 証券市場の公正性確保の役割は、監視委、金融庁のみが担っているわけではない
- ◆ 公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠

《関係者・当事者》

金融商品取引業協会、金融商品取引所、
自主規制法人(日本取引所グループ)

発行
企業

株主

監査
法人

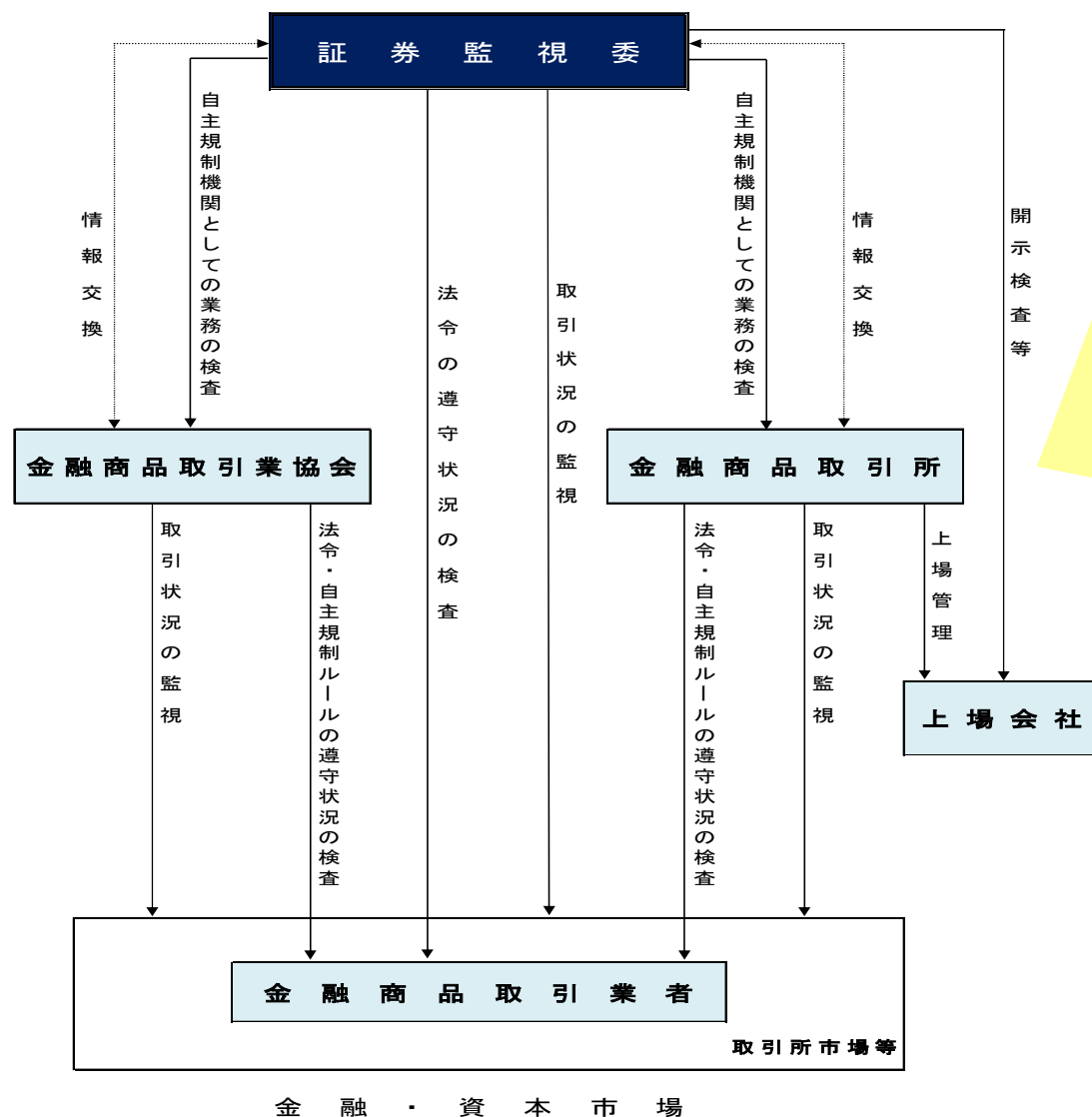
証券
会社

自主
規制
機関

法律
事務所

etc...

4. 金商業者等に対する規制(5): 自主規制機関との協働



- ◆ 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- ◆ 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- ◆ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有

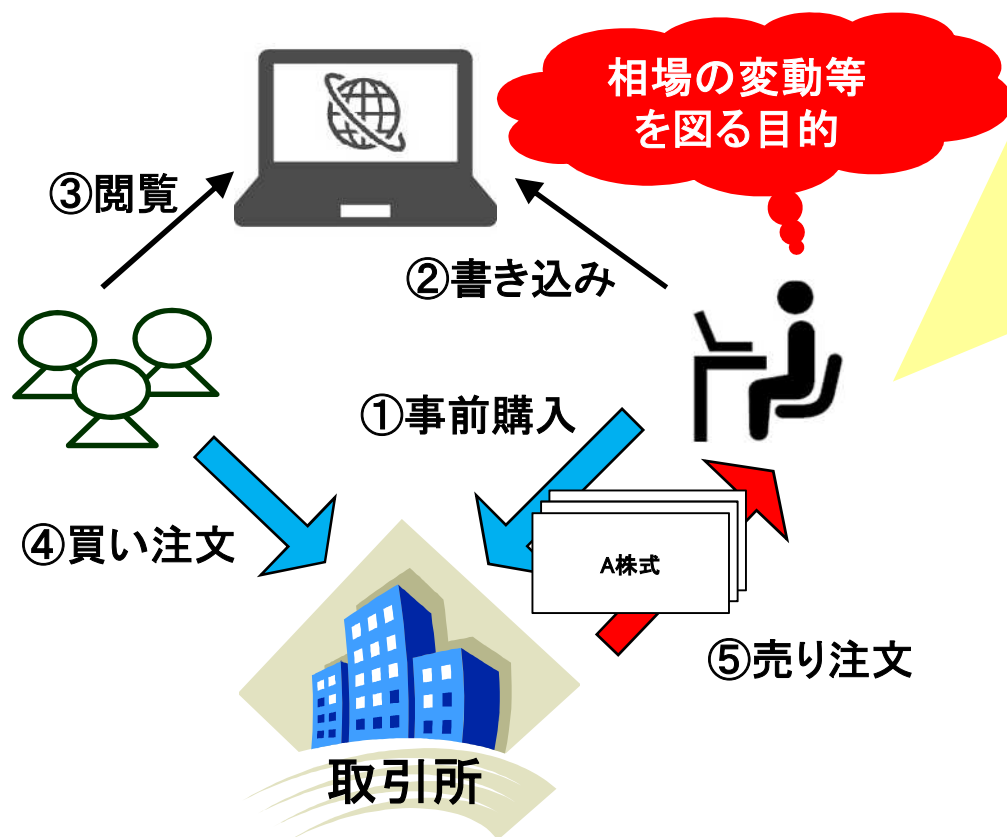
4. 金商業者等に対する規制(6): 金融商品取引にかかわる機構

金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）投資信託協会（認定） （一社）日本投資顧問業協会（認定） 等
金融商品取引所	日本取引所グループ（東証・大取） 名古屋証券取引所 札幌証券取引所 等
その他の機関	指定紛争解決機関 （例. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC））等

5. 不公正取引防止のための規制(1)

不正行為の禁止 (法157条)	不正行為、詐欺行為等包括的な規定
風説の流布、偽計等の禁止(法158条)	虚偽の情報を流して投資者を欺く行為等
相場操縦行為等の禁止 (法159条)	相場を人為的に変動させるにもかかわらず、あたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為
インサイダー取引の禁止(法166条、167条)	上場会社の会社関係者等が内部情報(重要事実)を使って、その公表前に、当該上場会社の株式等の売買を行う行為
情報伝達・取引推奨行為の禁止 (法167条の2)	上場会社の関係者等が、当該上場会社の株式等の売買をさせることにより、他人に利益を得させ、又は当該他人の損失を回避させる目的をもって、 ✓ 未公表の重要事実を伝達する行為 ✓ 未公表の重要事実を伝達せずに、取引を推奨する行為

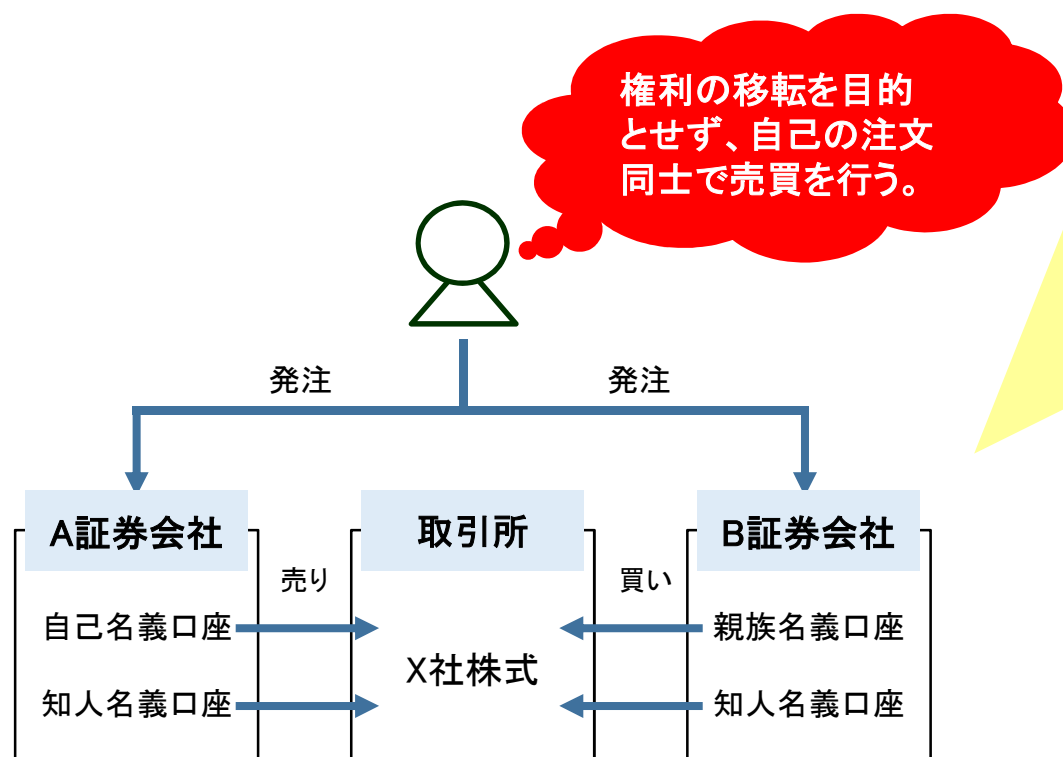
5. 不公正取引防止のための規制(2) 風説の流布、偽計等の禁止(法158条)



事例

- ◆ 自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載
- ◆ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それを見た投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る

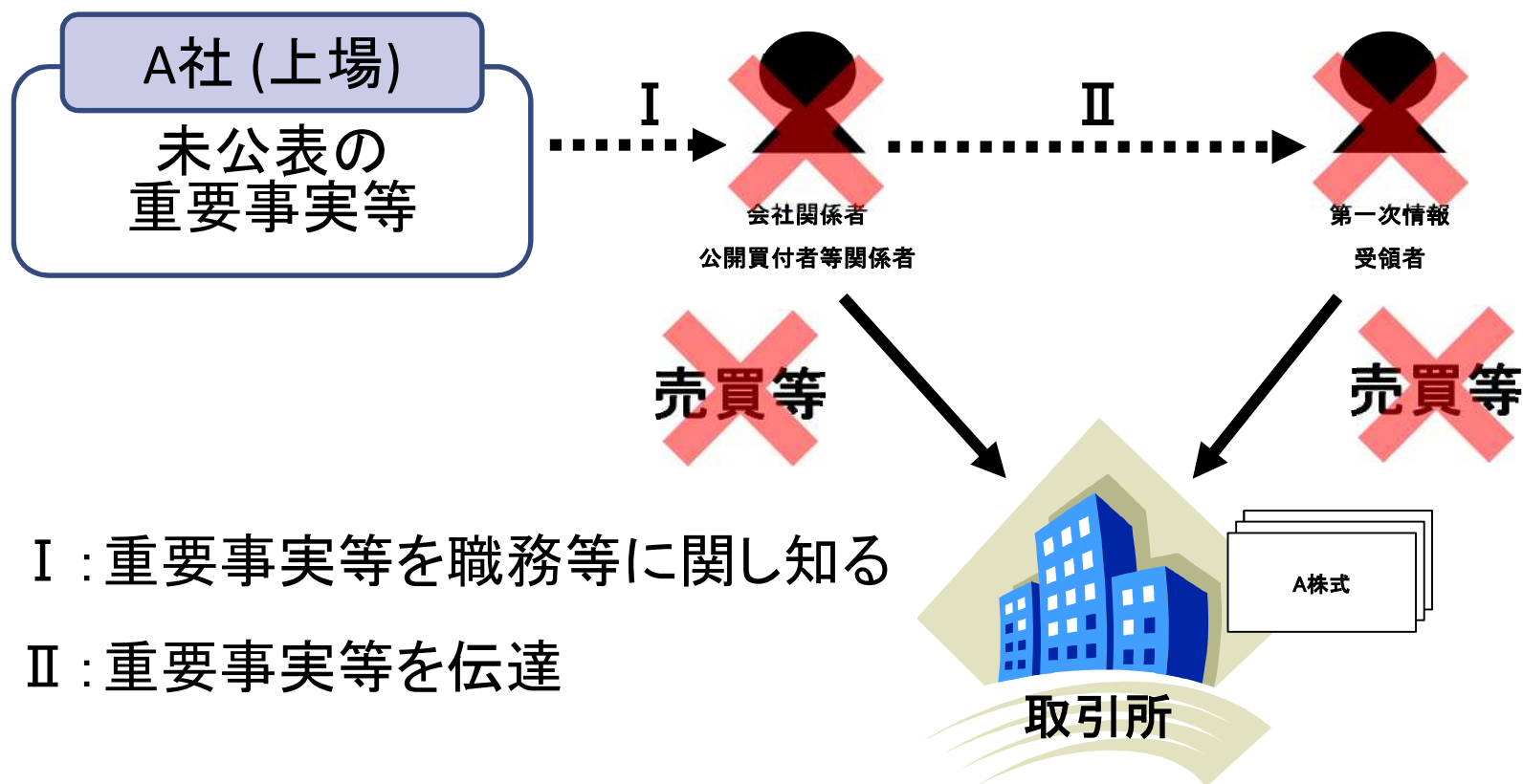
5. 不公正取引防止のための規制(3) 相場操縦行為等の禁止(法159条)



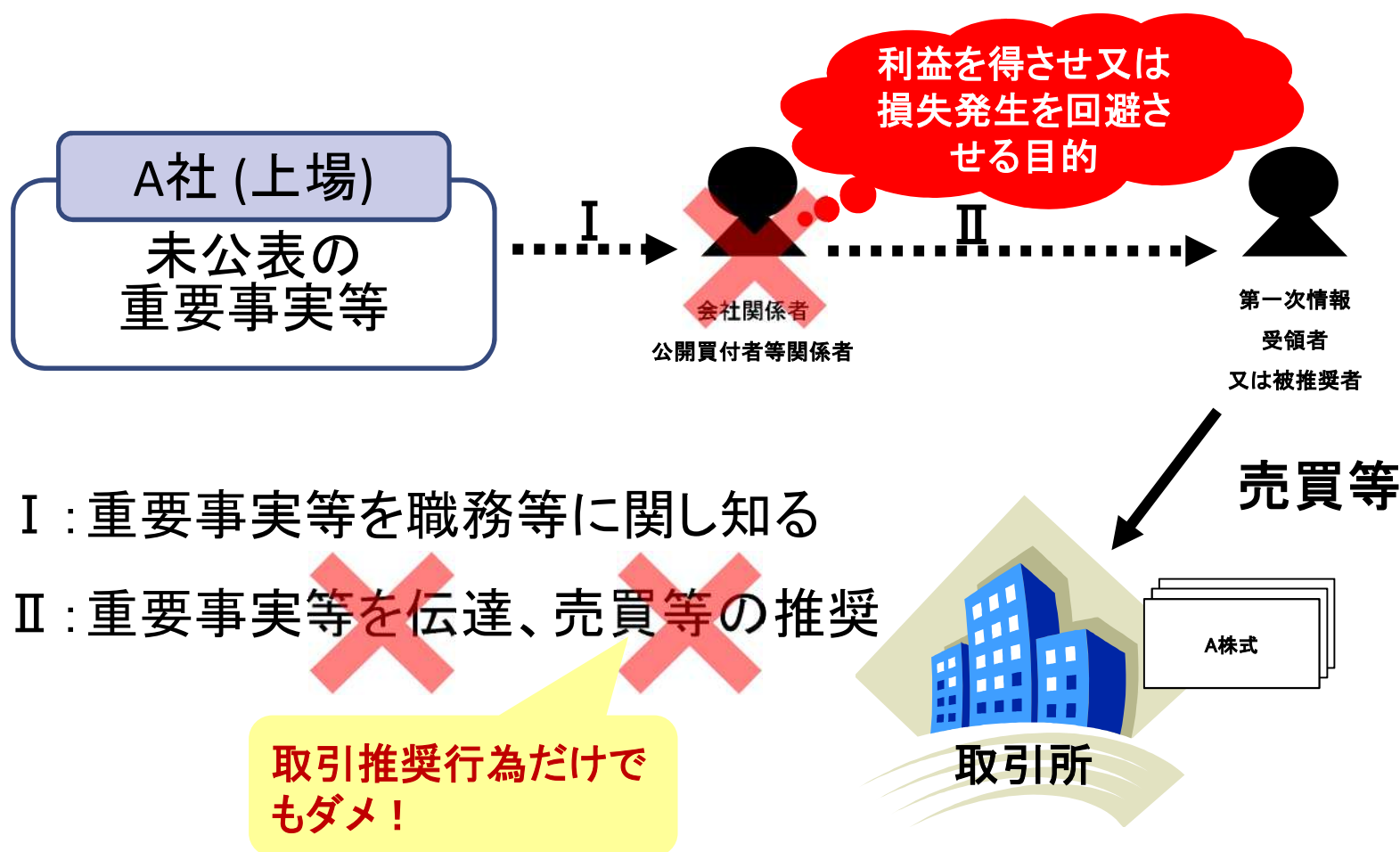
事例【仮装売買】

- ◆ 株式の売買が繁盛に行われているとの誤解を他人に生じさせる目的をもって、自己の注文同士で売買を行う。
- ◆ これによって誘引された投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る。
- ◆ 当該行為は相場操縦行為のうち【仮装売買】に該当する。

5. 不公正取引防止のための規制(4) インサイダー取引の禁止(法166条、167条)



5. 不公正取引防止のための規制(5) 情報伝達・取引推奨行為の禁止(法167条の2)



Ⅲ 証券取引等監視委員会について

1. 金商法における証券監視委の位置づけ

◆ 金商法における証券監視委の権限（法194条の7） ※以下は一例

- ✓ 金商業者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第2項本文・3項）
- ✓ 課徴金調査権限（第2項8号）
- ✓ 開示書類の提出者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第3項）
- ✓ 裁判所への緊急禁止・停止命令の申立権限及び調査権限（第4項）

◆ 証券監視委職員の固有の権限として、犯則事件調査権限を有する（法210条、211条）

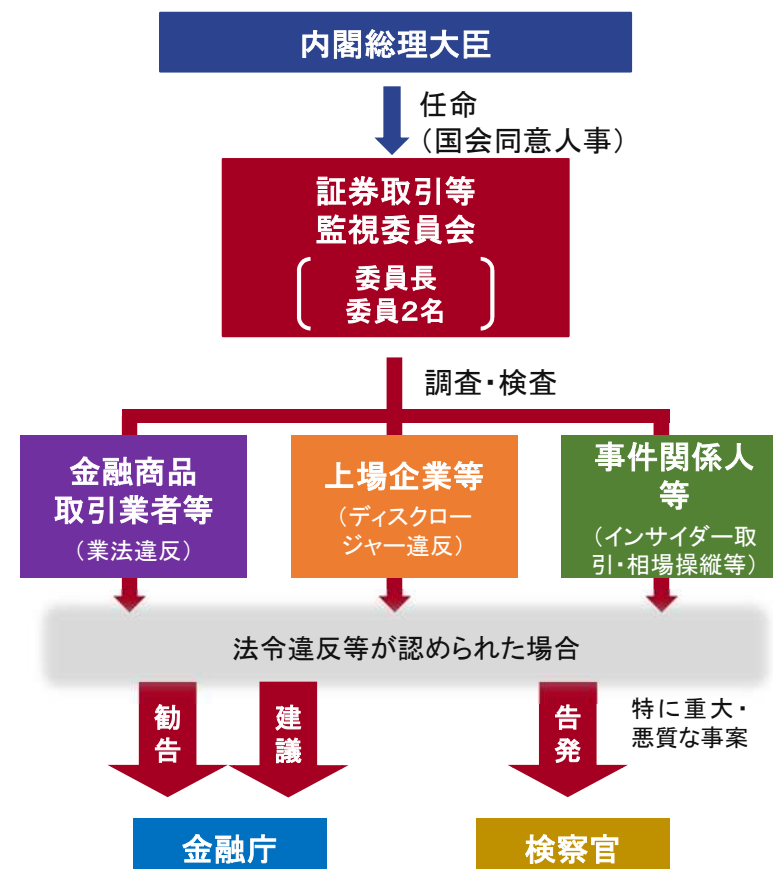
※ 犯則事件調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

※ 犯則事件とは、以下に係る事件を指す。

- 有価証券報告書等の虚偽記載等
- 風説の流布、相場操縦、インサイダー取引 等

2. 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



(参考) 委員長及び委員の紹介



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、
(独)国民生活センター理事を経て、
令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

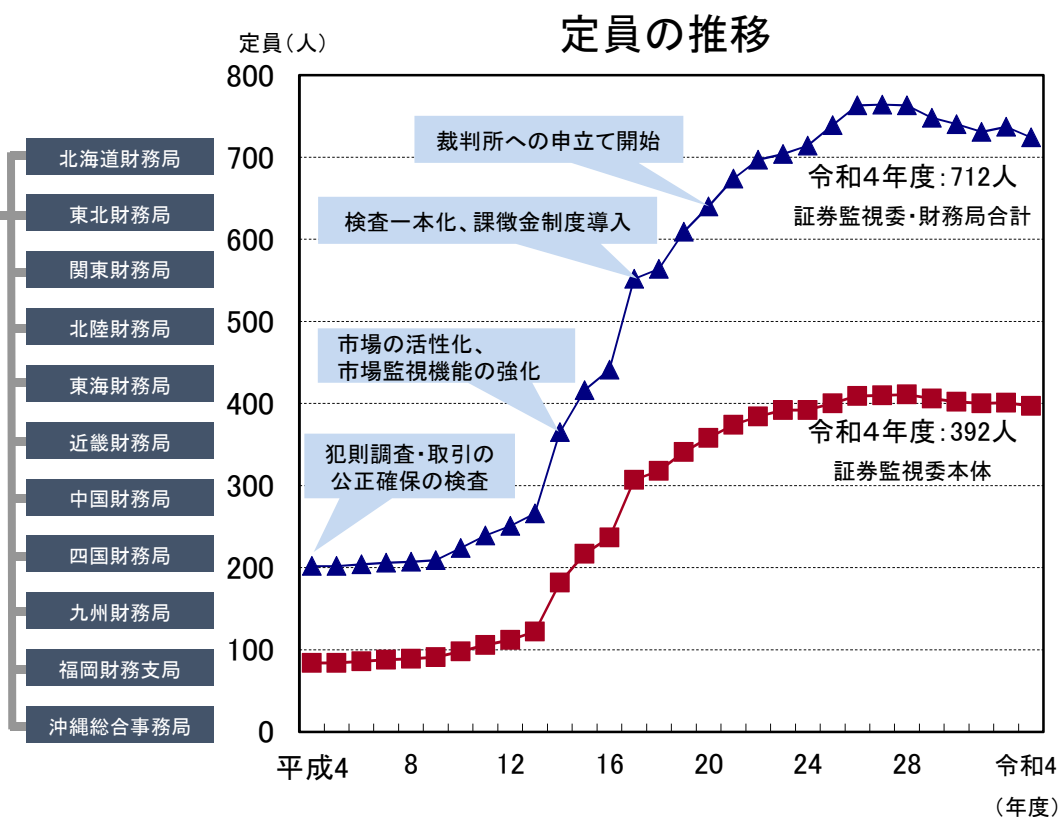
広島高等検察庁検事長、福岡高等
検察庁検事長を経て、令和4年12
月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大
学大学院会計プロフェッション研究科
教授を経て、令和4年12月より現職。

(参考) 証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は712名(令和4年度定員。うち、証券監視委は392名)



3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委の体制等の変遷＞

平成4年7月 大蔵省に証券監視委が設立
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、金融庁に移管

平成17年4月・7月 課徴金制度の導入に伴い、
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

＜主な出来事＞

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)による有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

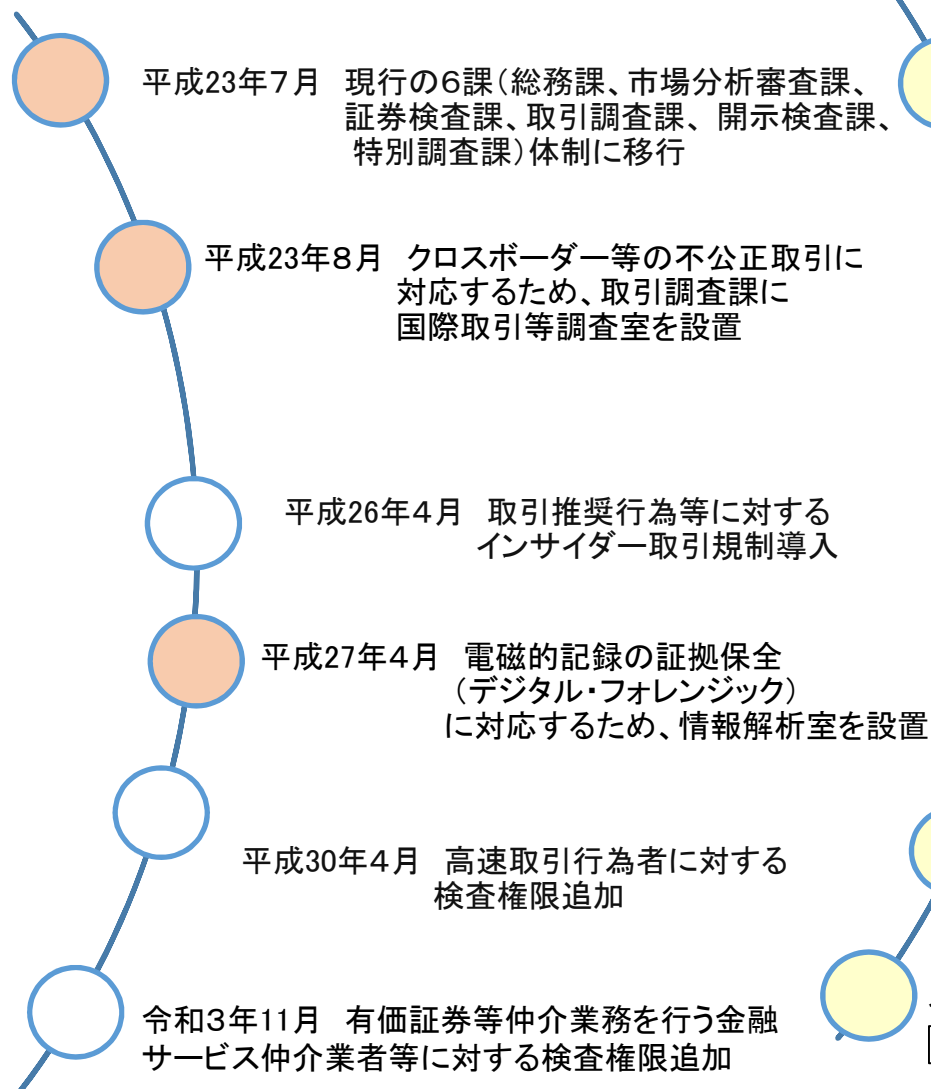
(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

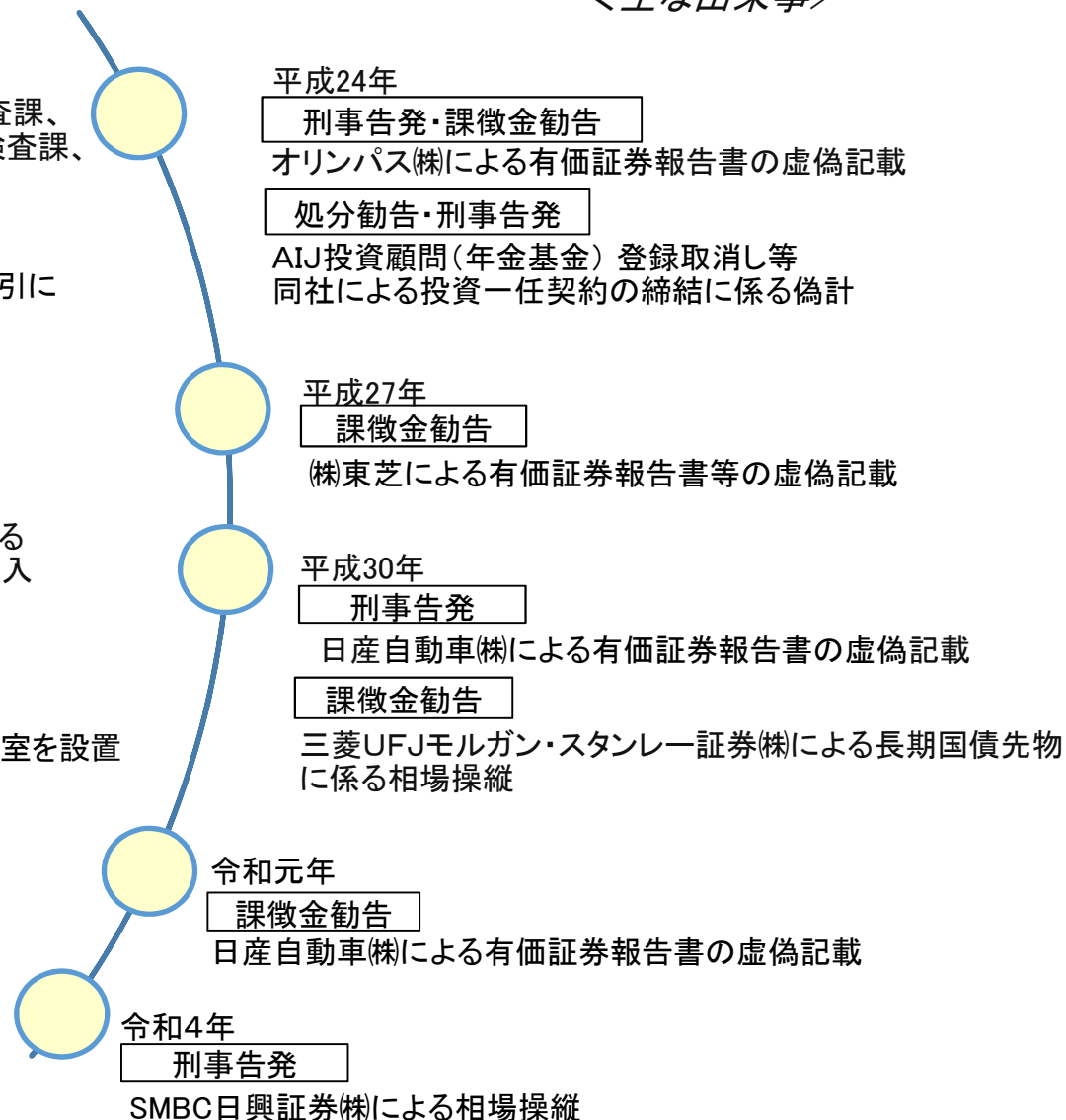
(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ②

＜監視委の体制等の変遷＞



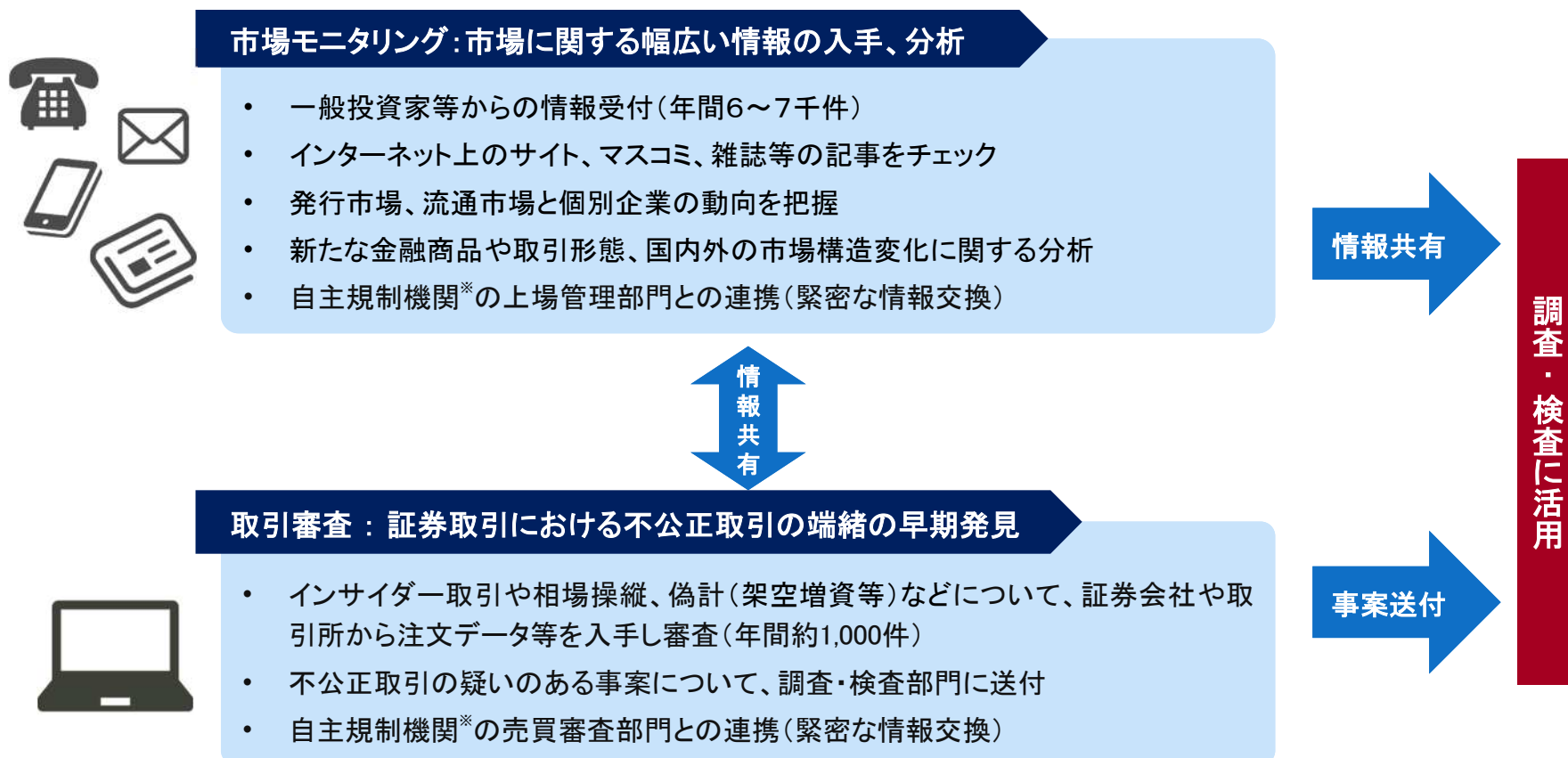
＜主な出来事＞



4. 証券取引等監視委員会の活動

ー1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



※ 自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- ・ 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU[※])に基づく情報提供を依頼
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ 証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R4.12現在で129の当局が署名)

- ・ IOSCO: International Organization of Securities Commissions
- ・ MMoU: Multilateral Memorandum of Understanding

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー3 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施

検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー4 証券モニタリング

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,200社[※]に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和4年11月末時点の数値



検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等による自主的な内部管理態勢等の改善・強化等を図る上での一助となるよう証券モニタリング概要・事例集等を公表

(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績

取引審査実施件数(※1)

単位:件数

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4 (※2)
合 計	1,052	1,061	965	969	761
価格形成	70	78	60	43	21
インサイダー取引	977	976	900	922	733
その他(偽計等)	5	7	5	4	7
(参考)実施主体別					
証券監視委	427	453	429	377	320
財務局等	625	608	536	592	441

情報の受付状況

単位:件数

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4 (※2)
受 付 件 数	7,019	5,798	6,300	6,324	4,962
受付件数別					
インターネット	5,097	4,114	4,529	4,630	3,792
電話	1,452	1,295	1,328	1,279	793
文書	332	275	385	386	305
来訪	28	10	11	12	9
財務局等から回付	110	104	47	17	63
内容別					
個別銘柄	5,448	4,095	4,703	4,927	3,685
発行体	200	233	270	261	208
金融商品取引業者の営業姿勢等	560	497	408	358	444
その他(意見・要望)	811	973	919	778	625

(※1) 証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した件数

(※2) 令和4年度については、令和4年4月1日～令和4年12月31日までの件数

(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績 (勧告・告発等件数)

区分 \ 年度	平成4～29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4 (※1)	合計
勧 告	1,028	54	49	29	20	22	1,202
証券検査結果等に基づく勧告(※2)	559	11	14	5	2	5	596
課徴金納付命令勧告(※3)	465	43	35	24	17	17	601
開示書類の虚偽記載等	101	10	6	10	5	7	139
相場操縦	73	7	5	6	6	5	102
インサイダー取引	289	23	24	8	6	5	355
偽計	2	3	0	0	0	0	5
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	1	0	5
犯則事件の告発	192	8	3	2	8	7	220
開示書類の虚偽記載等	41	3	1	0	0	0	45
風説の流布・偽計	28	0	0	0	2	0	30
相場操縦	31	0	0	1	1	1	34
インサイダー取引	81	5	1	1	5	6	99
その他	11	0	1	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	86	0	2	0	0	1	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	20	2	3	1	1	2	29
建 議	24	2	0	0	0	1	27

※1 令和4年度については、令和4年4月～令和4年12月までの件数

※2 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※3 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース

IV 証券取引等監視委員会の 主な法執行権限

1. 概要

◆ 調査権限

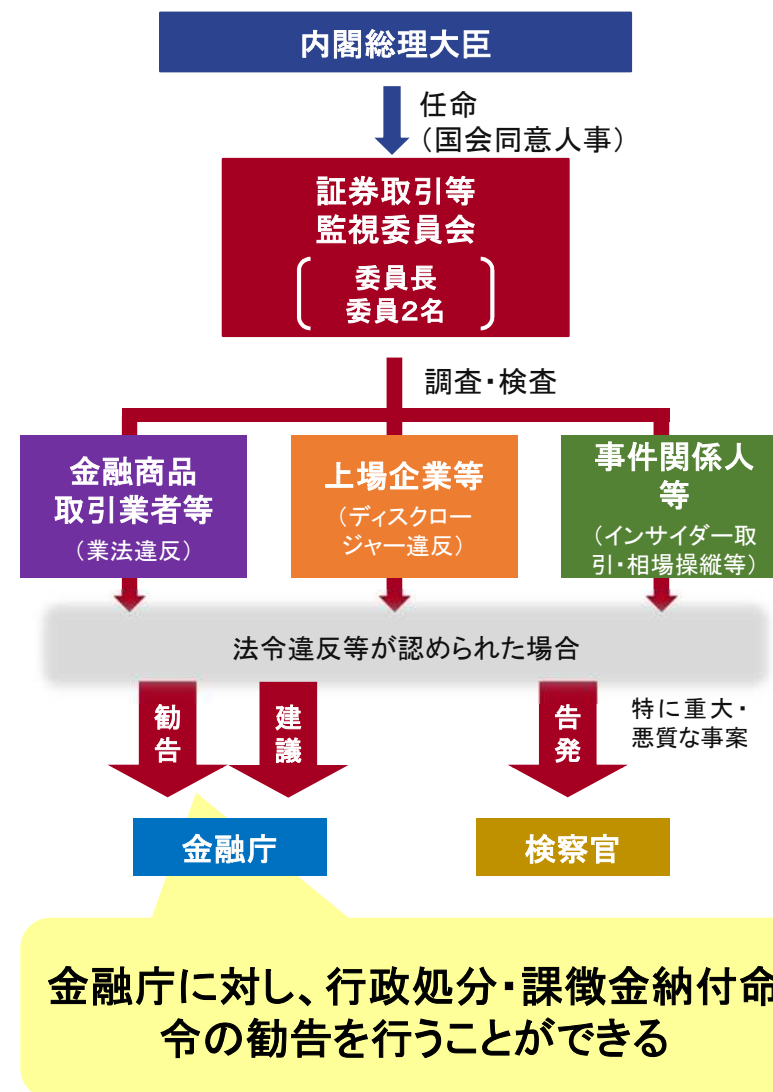
- 証券検査
- 取引調査
- 開示検査
- 犯則事件の調査

◆ 内閣総理大臣及び金融庁長官への行政命令の勧告

- 課徴金納付命令の発出
- 開示書類の訂正報告書等提出命令
- その他必要な行政処分等を行う

◆ 裁判所への禁止命令等の申立て

◆ 犯則調査に基づき、検察へ告発



2. 課徴金制度(1)

◆ 制度の概要

違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置

◆ 制度の性格

- 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度(行政上の措置)
- 機動的な対応が可能な事後規制
- 同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能

検査・調査を迅速、効率的に
実施することが可能

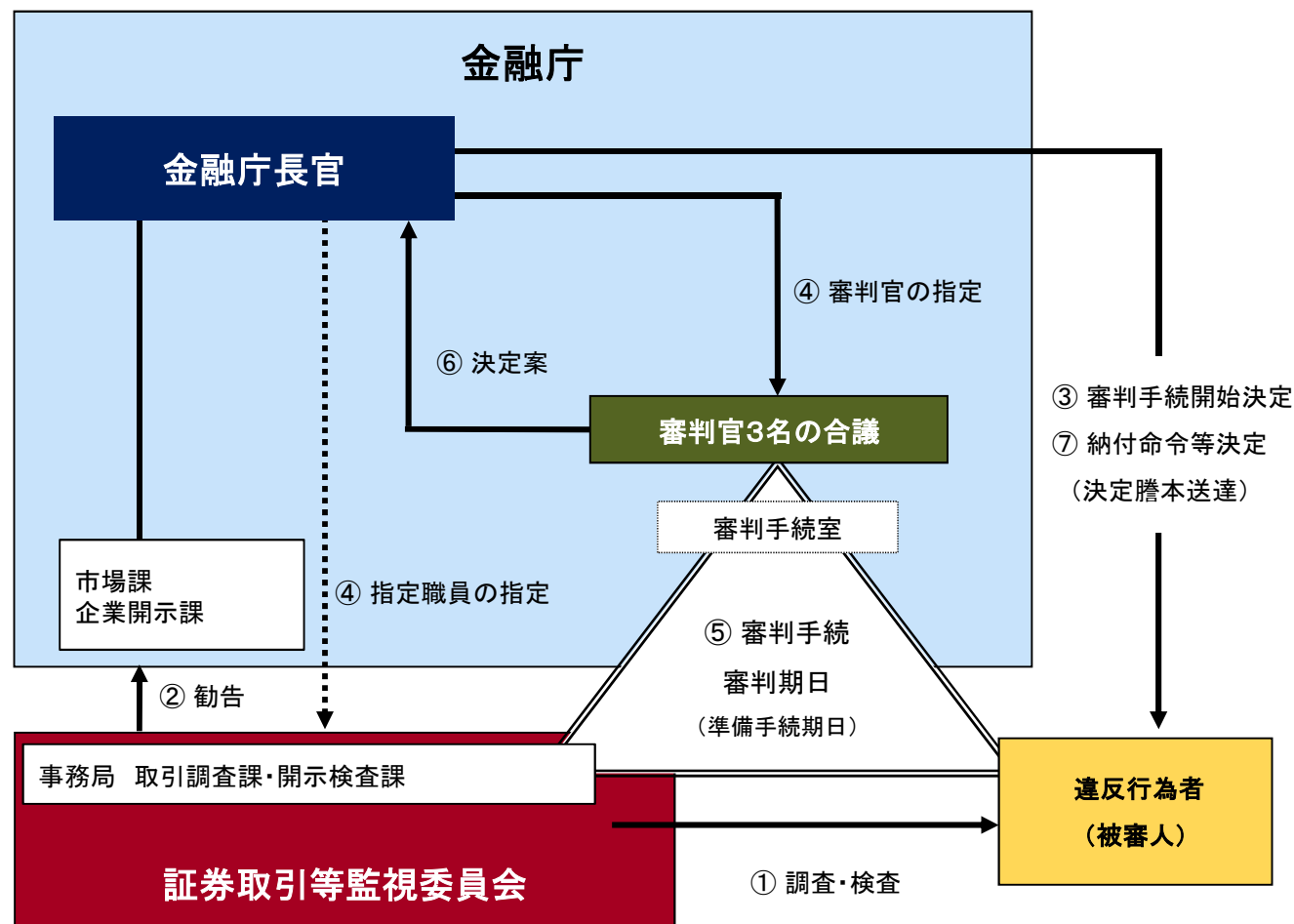
◆ 対象となる主な行為

- 開示規制違反
- 不公正取引

2. 課徴金制度(参考): 課徴金の対象範囲

	金商法	対象者
開示規制違反	第172条	有価証券届出書が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
	第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
	第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
	第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
	第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
	第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
	第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
	第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
	第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
	第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
	第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
	第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者
不公正取引	第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
	第174条	仮装・馴合売買をした者
	第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
	第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
	第175条	内部者取引をした者
	第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

2. 課徴金制度(2): 概念図



* 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定。

2. 課徴金制度(3): 課徴金の加算・減算制度

◆ 違反行為を的確に抑止する観点や、再発防止及び自主的なコンプライアンス体制の構築の促進の観点から設けられたもの

- ✓ 過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算(法185条の7第15項)
- ✓ 一定の違反行為[※]につき、違反者が当局の調査前に証券監視委に対し報告を行った場合、課徴金の額を半額に減額(法185条の7第14項)

※ 一定の違反行為:

発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引 等

2. 課徴金制度(4): 不公正取引における課徴金勧告件数と金額

金額単位:千円

年度	内部者取引		相場操縦		偽計		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660	0	0	0	0	4	1,660
平成18	11	49,150	0	0	0	0	11	49,150
平成19	16	39,600	0	0	0	0	16	39,600
平成20	17	59,160	1	7,450	0	0	18	66,610
平成21	38	49,220	5	6,260	0	0	43	55,480
平成22	20	42,680	6	21,260	0	0	26	63,940
平成23	15	26,300	3	5,390	0	0	18	31,690
平成24	19	35,150	13	100,570	0	0	32	135,720
平成25	32	50,960	9	461,050	1	4,096,050	42	4,608,060
平成26	31	38,820	11	524,522	0	0	42	563,342
平成27	22	75,500	12	104,095	1	12,240	35	191,835
平成28	43	89,790	8	281,610	0	0	51	371,400
平成29	21	60,830	5	108,130	0	0	26	168,960
平成30	23	36,650	7	373,405	3	2,050	33	412,105
令和元	24	240,730	5	39,355	0	0	29	280,085
令和2	8	41,610	6	388,830	0	0	14	430,440
令和3	6	55,570	6	47,300	0	0	12	102,870
合計	350	993,380	97	2,469,227	5	4,110,340	452	7,572,947

2. 課徴金制度(4): 開示規制違反等における課徴金勧告件数と金額

金額単位: 千円

年度	開示規制		その他		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330	0	0	3	633,330
平成19	8	66,849	0	0	8	66,849
平成20	11	1,913,909	0	0	11	1,913,909
平成21	9	703,979	1	7,500	10	711,479
平成22	19	1,879,819	0	0	19	1,879,819
平成23	11	569,250	0	0	11	569,250
平成24	9	721,749	0	0	9	721,749
平成25	9	1,048,369	0	0	9	1,048,369
平成26	8	604,640	0	0	8	604,640
平成27	6	7,800,120	0	0	6	7,800,120
平成28	5	425,780	0	0	5	425,780
平成29	2	12,000	0	0	2	12,000
平成30	10	393,430	0	0	10	393,430
令和元	6	2,746,955	0	0	6	2,746,955
令和2	10	2,746,854	0	0	10	2,746,854
令和3	5	397,199	0	0	5	397,199
合計	131	22,664,239	1	7,500	132	22,671,739

・(株)東芝における有価証券報告書等の虚偽記載
(平成27年12月7日)
・課徴金額: 7,373,500千円

・日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載
(令和元年12月10日)
・課徴金額: 2,424,895千円

・(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載
(令和2年12月22日)
・課徴金額: 2,163,334千円

3. 金商業者等への行政処分

◆ 金商法上、一定の行為を行うには登録、許可、認可等を要する

法令等に違反した場合に、登録等の取り消しといった不利益処分

◆ 行政処分権限は、金融庁長官に委任(金商法194条の7)

金融庁・監視委による調査結果を踏まえて、金融庁長官が行政処分を実施

◆ 最近の処分事例

➤ 株式会社エスコンアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告(R4.6.17)

- ✓ 当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、鑑定評価を依頼する不動産鑑定業者に対し、その独立性を損なう不適切な働きかけを行っていた。
- ✓ また、最も高い評価額を提示できる不動産鑑定業者に依頼できるよう、不適切なプロセスにより、不動産鑑定業者を選定していた。
- ✓ グループの利益のために、意図的に不動産鑑定評価額を親会社の売却価格以上に引き上げたうえで、親会社の売却希望価格で本投資法人に物件取得させていたものであり、金融商品取引業者として、投資者保護上重大な問題が認められた事例。
- ✓ 勧告に基づく行政処分: 一部の業務停止(3か月)、業務改善命令

4. 裁判所の禁止又は停止命令

◆ 概要

行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定(裁判所が緊急差止命令発令)

◆ 主な要件(金商法第192条第1項)

- ① 緊急の必要がある
- ② 公益及び投資者保護のため必要かつ適当

無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為など

◆ 差し止め対象行為

金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為

※ 金商業者に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る

◆ 差し止め対象となった事例

- ✓ 無登録での投資一任契約の締結の媒介(投資助言・代理業)
- ✓ 無登録でのファンドの募集の取扱い等及び社債の無届募集

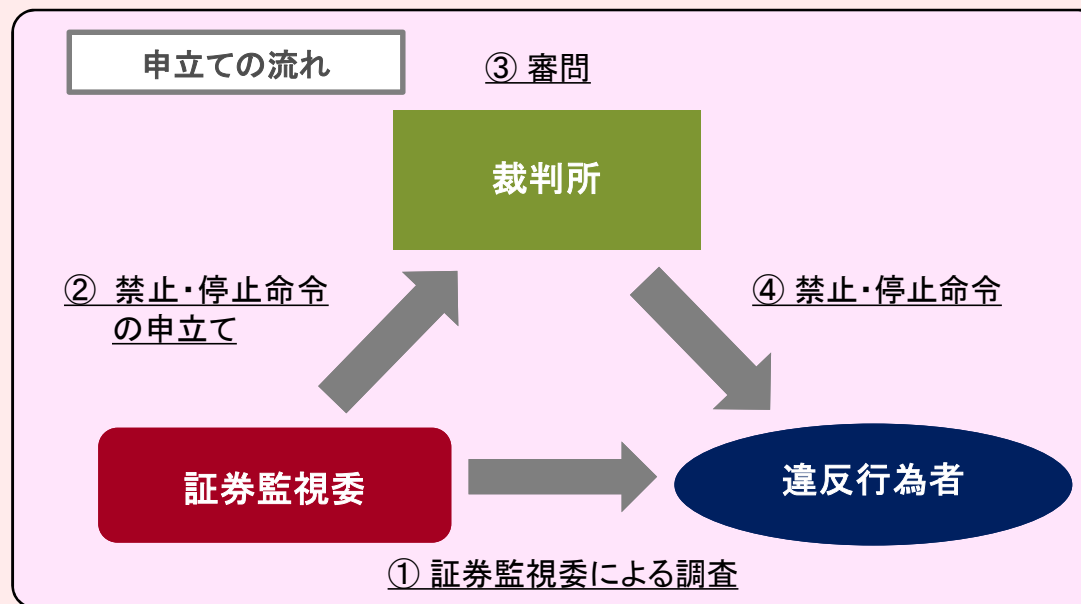
5. 無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

無登録業者とは…

金融商品取引業（ファンドの販売・勧誘等）を行うには、金融庁（財務局）の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者のこと。

- 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



6. 犯則調査

※ 犯則調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

6. 犯則調査：刑事罰（例）

カテゴリー	具体的な違反行為	罰則
開示規制違反	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	有価証券届出書等の不提出	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
不公正取引	インサイダー取引、 情報伝達・取引推奨行為の 禁止	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
	風説の流布、偽計等	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	相場操縦	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金

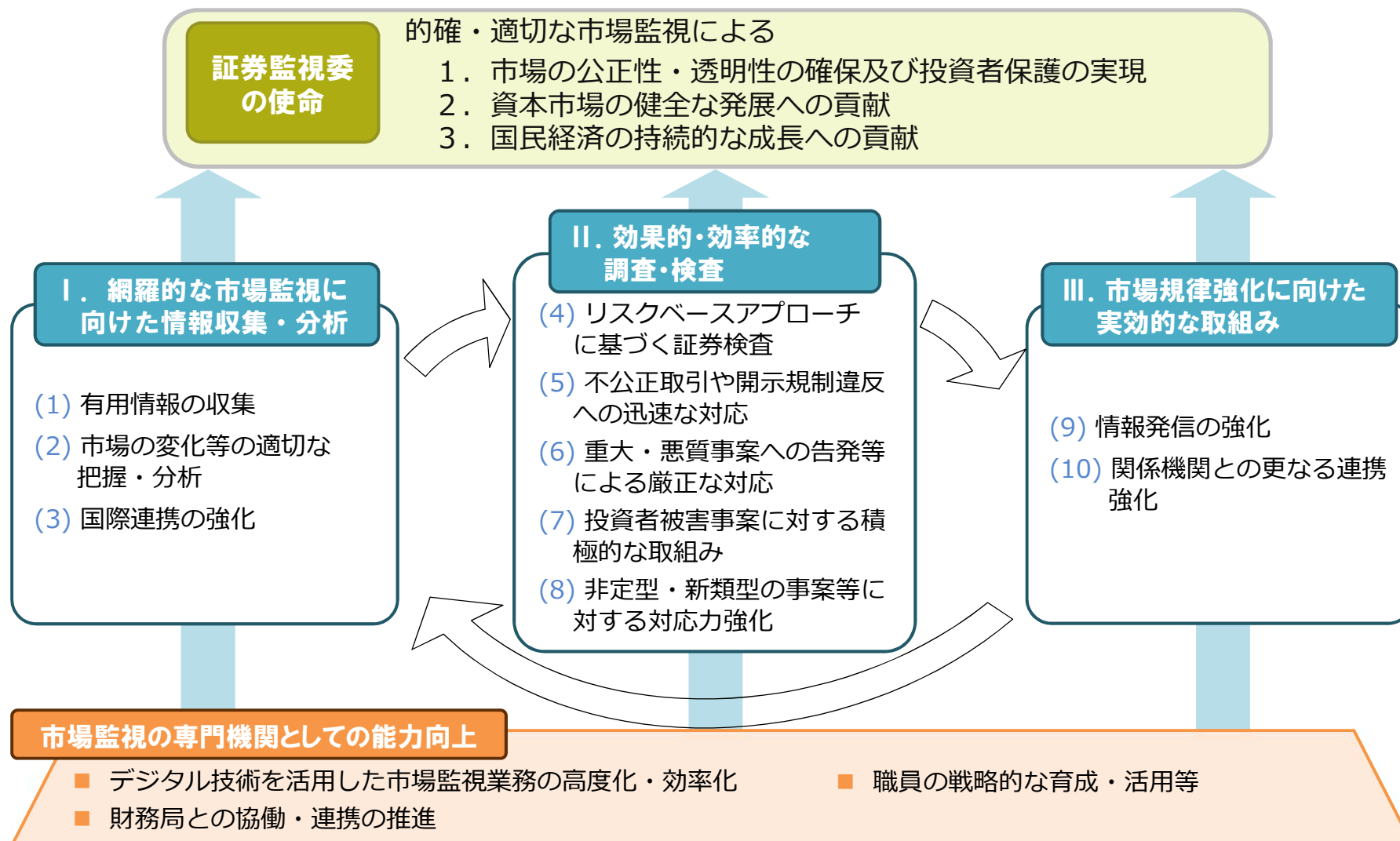
V 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



証券監視委の使命

的確・適切な市場監視^(※1)による

- ① 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- ② 資本市場の健全な発展への貢献
- ③ 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、節目となる30周年を迎えるとともに、第11期^(※2)が発足しました。

この間、累次の制度改正等により、市場監視権限の充実・強化が図られるとともに、新たな商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展しました。加えて、足下、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境は大きく変化しているほか、第11期の期間中においても、新たな環境変化が生じる可能性もあります。

証券監視委は、こうした大きな環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

(※1) 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。

(※2) 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており（金融庁設置法第13条第1項）、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

具体的な施策①

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

(1) 有用情報の収集

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等への確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

具体的な施策②

Ⅱ．効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。

具体的な施策③

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

具体的な施策④

市場監視の専門機関としての能力向上

○ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

○ 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

○ 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。

VI 勧告等事例

日本フォームサービス株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.6)

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) **連結財務諸表**

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
- ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
- ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
- ・ 架空棚卸資産の計上

等

＜事案概要＞

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

これらにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

＜本事案の特色＞

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

(参考)監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

日産自動車株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.10)

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

役員の報酬等

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

虚偽記載

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示等

<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要

当社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、

- 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
- これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等

について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

(参考) 監査基準委員会報告書720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

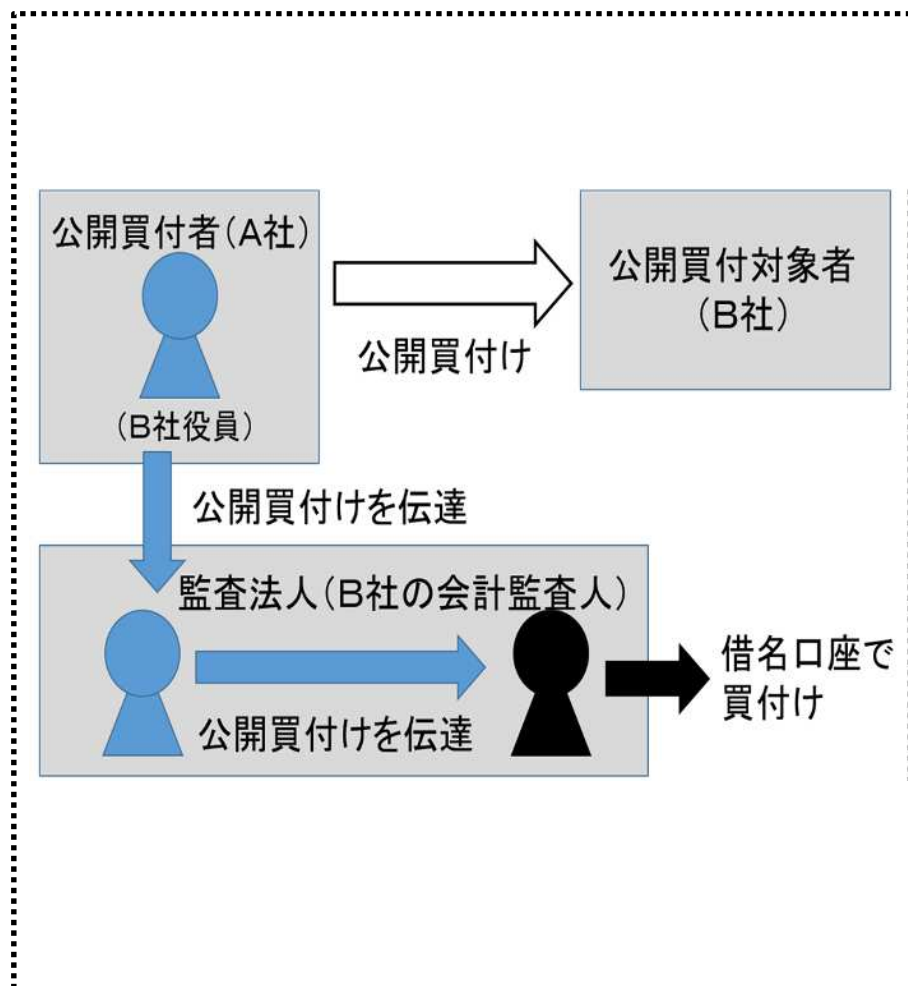
非財務情報(記述情報)の開示内容に監査人は(監査)責任を負わない。

⇒ ただし、監基報720によって、非財務情報について・・・

- ◆ 監査の過程で得た知識と比較しなければならない。
- ◆ その他の記載内容における「重要な誤りの兆候」に注意を払わなければならない。
- ◆ 目を通した旨は「監査報告書」に記載しなければならない。
- ◆ その他の記載内容に未修正の重要な相違がある場合は、「監査報告書」の「その他事項区分」にその旨を記載しなければならない。

<会計士が関与した事例>

東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する 課徴金納付命令勧告(勧告日:H22.11.16)



<事案概要>

・ 課徴金額 118万円

・ 概要

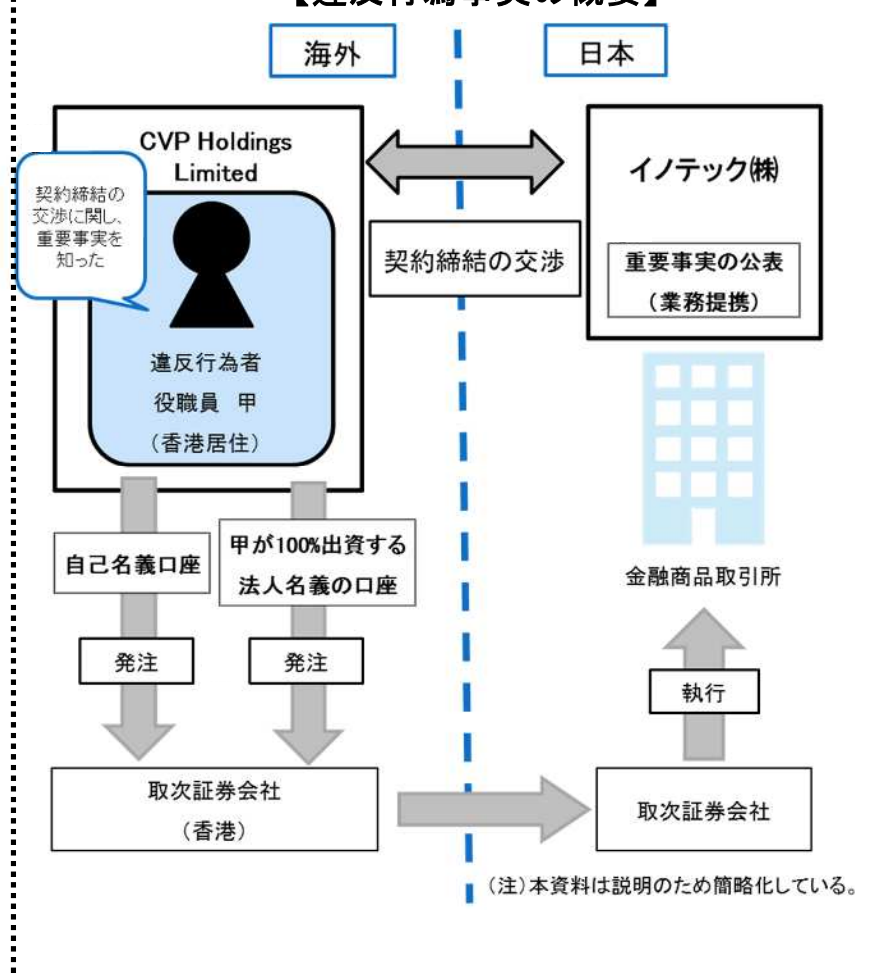
違反行為者は、B社の会計監査人を務めていた監査法人に所属する公認会計士であったが、同監査法人に所属する別の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付けの事実を、その職務に関し知りながら、公表前にB社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、インサイダー取引を行った事例。

海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 1億9,625万円
- 概要

日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

SMBC日興証券に対する検査結果に基づく勧告について

(勧告日: R4.9.28)

<事案概要>

【相場操縦(違法な安定操作)関係】

- ① 上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為
SMBC日興証券(以下「当社」)は、「ブロックオファー」取引(以下「BO」)において、10 銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込みを行った。
- ② 上記①を看過していた売買審査態勢の不備
上記①の一連の取引が売買審査の対象となっておらず、売買審査の基準に不備があった。
- ③ BOに係る業務運営態勢の不備
当社は、BOの買い手顧客に対し、BOの執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な顧客勧誘を行っていた。また、BO導入時(平成24年)から、買い手顧客による空売りがBO銘柄の価格形成を歪める懸念を有していたにもかかわらず、適切な議論がないままBO業務を開始するなど、不適切な業務運営を行っていた。

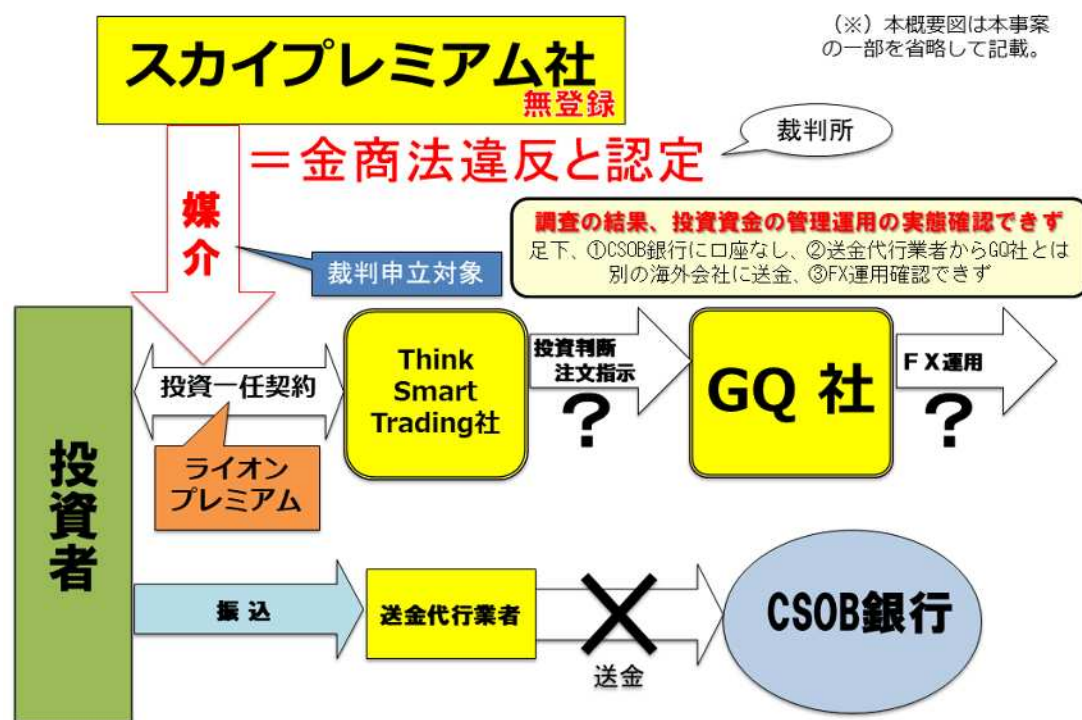
【銀証ファイアーウォール規制違反】

- ④ 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況
当社は、複数の法人顧客が、当社と三井住友銀行との間での当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止等を求めていること等を認識しながら、当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を当社内で共有するなどしていた。

⇒当社に対しては、令和4年10月7日、金融庁が業務停止命令(一部の業務について3カ月)及び業務改善命令の行政処分を実施

SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.(スカイプレミアムインターナショナル社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て (申立て日:R3.9.17、命令日:R3.12.8)

【違反行為事実の概要】



【概要】

- 令和3年9月17日、スカイプレミアムインターナショナル社及びその役員1名に対する金融商品取引法違反行為（無登録で、投資一任契約の締結の媒介を業として行うこと）の禁止及び停止命令発出の申立てを裁判所に対して実施。
- 令和3年12月8日、東京地方裁判所から、上記申立ての内容どおり命令が下された。

※ これまでに申立てを行った中で、無登録金商業者によって集められた金額（約1,200億円）及び顧客数（約2万2,000人）としては過去最大となった事案。

VII 參考資料

金融庁では、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」における提言を踏まえ、「記述情報の開示に関する原則」を策定するとともに、「記述情報の開示の好事例集」を公表・更新。

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 好事例集は随時更新しており、金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>）に掲載。

記述情報の
開示の
好事例集 2022

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

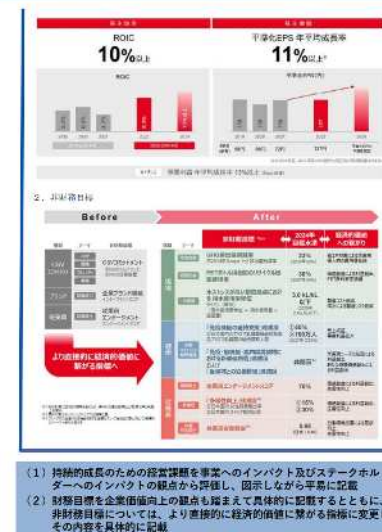
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例
 - 1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例
 - 2. 「社会（人的資本、多様性 等）」の開示例
- 有価証券報告書の事業の状況に関する開示例
 - 3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
 - 4. 「事業等のリスク」の開示例
 - 5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の開示例

金融庁
2023年1月31日

3-1

● キリンホールディングス株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2021年12月期) P13、P16-18

- [illegible]



(参考)証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

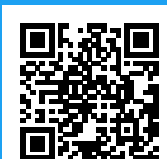
<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント



@SESC_JAPAN



※ 当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口
ではありません。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>

【概要】 金融商品取引業者等に対する証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和4事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>

【概要】 令和4事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



証券監視委の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>

【概要】 証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ(旧・証券監視委メールマガジン)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。

ご清聴ありがとうございました